

青森県報

号外第四十一号

平成二十六年
五月二十八日
(水曜日)

目 次

海区漁業調整委員会

西部海区管内(津軽海峡海域)におけるまぐろはえなわ漁業の操業の指示……………(事務局) ……一

海区漁業調整委員会

青森県西部海区漁業調整委員会指示第六号

青森県西部海区管内(津軽海峡海域)におけるマグロの採捕を目的とするはえなわ漁業の操業について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成二十六年五月二十八日

青森県西部海区漁業調整委員会

会 長 前 田 廣 臣

一 操業の制限

次の1(一)及び2に掲げる海域及び2に掲げる期間においては、動力漁船を使用して行うまぐろはえなわ漁業を操業してはならない。ただし、次の1(二)に掲げる海域及び十二月一日以降の1(一)に掲げる海域のうち、青森県東津軽郡外ヶ浜町字三尻尻神埼に設置した標柱(以下「尻神埼標柱」という。)と北海道松前郡池ノ岳山頂とを結ぶ線及び尻神埼標柱と北海道上磯郡矢越岬灯台中心点とを結ぶ線で挟まれた海

域で共同漁業権漁場以外の海域において、3に掲げる遵守事項に従って操業する場合、この限りではない。

1 制限海域

(一) 次の点ア、ケ、コ、サ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とに囲まれた区域及びこれ以外の西共第三一号共同漁業権漁場

(二) 次の点シ、ケ、コ、サ、エ、オ、カ、ク及びスの各点と最大高潮時海岸線とに囲まれた青森県西部海区管内の区域

ア 青森県東津軽郡龍飛崎灯台中心点

イ 点アと北海道松前郡白神岬灯台中心点とを結ぶ線の中点

ウ 点イと青森県下北郡大間崎突端とを結ぶ線と、尻神埼標柱と北海道上磯郡矢越岬灯台中心点とを結ぶ線との交点

エ 青森県東津軽郡高野崎灯台中心点と点ウとを結ぶ線と、点オから正西の線との交点

オ 青森県東津軽郡高野崎灯台中心点と北海道北斗市葛登支岬灯台中心点とを結ぶ線と、高野崎灯台中心点から三マイルの点

カ 青森県西共第三一号共同漁業権基点四八号から真方位一一度五分の線と点キと点クとを結ぶ線との交点

キ 青森県東津軽郡明神崎灯台中心点

ク 点イと青森県下北郡大間崎突端とを結ぶ線と、青森県東津軽郡高野崎灯台中心点と北海道北斗市葛登支岬灯台中心点とを結ぶ線との交点

ケ 点イと点アとを結ぶ線上点イから一・五マイルの点

コ 尻神埼標柱と北海道上磯郡矢越岬灯台中心点とを結ぶ線と点ケと点クとを結ぶ線との交点

サ 以下に示す直線AとBの交点

直線A 尻神埼標柱と北海道上磯郡矢越岬灯台中心点とを結ぶ線

直線B 青森県東津軽郡高野崎灯台中心点と北海道北斗市葛登支岬灯台中心点とを結ぶ線と、高野崎灯台中心点から一・八マイルの点と、青森県東津軽郡外ヶ浜町字三尻尻神帯島に設置した標柱から真方位三三二度三〇分一・八〇メートルの点を結ぶ線

シ 北海道松前郡白神岬灯台中心点

ス 北海道北斗市葛登支岬灯台中心点

2

制限期間

六月一日から翌年二月末日までとする。

3 操業者の遵守事項

(一) 操業者は、漁業協同組合及び道県等適宜の範囲の操業者により船団を構成しなければならない。

(二) 操業者は、青森県西部海区管内の漁業秩序の維持及び漁具被害の防止を図るため、まぐろ一本釣り漁業を営む者との間で操業協定を締結しなければならない。なお、協定締結当事者は、(一)で示す船団の代表者とする。

二 指示の有効期間

平成二十六年六月一日から平成二十八年二月二十九日までとする。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭